

秋田県告示第369号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり令和2年度後期技能検定（特級、1級、2級、3級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

令和2年9月1日

秋田県知事 佐竹敬久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 特級について実施する職種

金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

(2) 1級及び2級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、和裁（和服製作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石積み作業）、パン製造（パン製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、建築大工（大工工事作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ただし、造園、電気機器組立て、プラスチック成形、石材施工、みそ製造、左官及びフラワー装飾については、学科試験のみ実施。

(3) 3級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ただし、めっき、電気機器組立て、フラワー装飾については、学科試験のみ実施。

(4) 単一等級について実施する職種（作業）

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、令和2年11月27日（金）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

| 期 日 | 等級及び職種（作業） |
|-----|------------|
| | |

| | |
|------------------|---|
| 令和3年 1月24日（日） | <p>(ア) 1級及び2級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）及びガラス施工（ガラス工事作業）</p> <p>(イ) 3級 電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）</p> |
| 令和3年 1月31日（日） | <p>(ア) 特級 金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形</p> <p>(イ) 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図CAD作業）</p> <p>(ウ) 3級 造園（造園工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図CAD作業）</p> <p>(エ) 単一等級 バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）</p> |
| 令和3年 2月3日（水） | <p>1級及び2級 舞台機構調整（音響機構調整作業）</p> |
| 令和3年 2月7日（日） | <p>(ア) 1級及び2級 半導体製品製造（集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）</p> <p>(イ) 3級 機械検査（機械検査作業）及び建築大工（大工工事作業）</p> |
| 令和3年 2月11日（木） | <p>3級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）</p> |
| 令和3年 2月14日（日） | <p>(ア) 1級及び2級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石積み作業）、左官（左官作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）</p> <p>(イ) 3級 金属熱処理（一般熱処理作業）</p> |

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

(1) 特級

省令第64条の規定に該当する者

(2) 1級

- 省令第64条の2の規定に該当する者
- (3) 2級
- 省令第64条の3の規定に該当する者
- (4) 3級
- 省令第64条の4の規定に該当する者
- (5) 単一等級
- 省令第64条の6の規定に該当する者
- 5 受検申請に必要な書類
- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 運転免許証、保険証、学生証等の本人確認書類の写し
- (3) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- 6 受検申請書の交付
- (1) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和2年9月1日（火）から同年10月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、秋田県職業能力開発協会へ問合せの上、取り寄せること。
- 7 受検申請書の受付
- (1) 期間及び時間
土曜日及び日曜日を除き、令和2年10月5日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
郵送による申請の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きをし、書留郵便によること。受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会
- 8 受検手数料
- (1) 額
- ア 実技試験

| 等級及び検定職種 | 手 数 料 | 等級及び検定職種 | 手 数 料 |
|-----------------|---------|------------|---------|
| 特級 全職種 | 18,200円 | | |
| 1級、2級及び3級 造園 | 18,200円 | さく井 | 18,200円 |
| 金属熱処理 | 18,200円 | 機械加工 | 18,200円 |
| 建築板金 | 18,200円 | 工場板金 | 18,200円 |
| 仕上げ | 18,200円 | 機械検査 | 15,100円 |
| 電子機器組立て | 18,200円 | 半導体製品製造 | 18,200円 |
| 鉄道車両製造・整備 | 18,200円 | 空気圧装置組立て | 18,200円 |
| 農業機械整備 | 18,200円 | 冷凍空気調和機器施工 | 18,200円 |
| 婦人子供服製造 | 15,100円 | 紳士服製造 | 18,200円 |
| 和裁 | 13,300円 | パン製造 | 18,200円 |
| 建築大工 | 18,200円 | 配管 | 18,200円 |
| 厨房設備施工 | 18,200円 | 型枠施工 | 18,200円 |
| 鉄筋施工 | 18,200円 | コンクリート圧送施工 | 18,200円 |
| 防水施工 | 18,200円 | 樹脂接着剤注入施工 | 18,200円 |
| ガラス施工 | 18,200円 | 機械・プラント製図 | 13,300円 |
| 塗装 | 18,200円 | 舞台機構調整 | 18,200円 |
| 単一等級 | | | |

| | | | |
|---------|---------|--|--|
| バルコニー施工 | 18,200円 | | |
|---------|---------|--|--|

ただし、2級及び3級を受検する者であって、当該実技試験実施日が属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）において35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者（以下「在留資格者」という。）を除く。）の2級及び3級受検手数料は、次のとおりとする。

| 検定職種 | 手数料 | 検定職種 | 手数料 |
|-----------|--------|------------|--------|
| 造園 | 9,200円 | さく井 | 9,200円 |
| 金属熱処理 | 9,200円 | 機械加工 | 9,200円 |
| 建築板金 | 9,200円 | 工場板金 | 9,200円 |
| 仕上げ | 9,200円 | 機械検査 | 6,100円 |
| 電子機器組立て | 9,200円 | 半導体製品製造 | 9,200円 |
| 鉄道車両製造・整備 | 9,200円 | 空気圧装置組立て | 9,200円 |
| 農業機械整備 | 9,200円 | 冷凍空気調和機器施工 | 9,200円 |
| 婦人子供服製造 | 6,100円 | 紳士服製造 | 9,200円 |
| 和裁 | 4,300円 | パン製造 | 9,200円 |
| 建築大工 | 9,200円 | 配管 | 9,200円 |
| 厨房設備施工 | 9,200円 | 型枠施工 | 9,200円 |
| 鉄筋施工 | 9,200円 | コンクリート圧送施工 | 9,200円 |
| 防水施工 | 9,200円 | 樹脂接着剤注入施工 | 9,200円 |
| ガラス施工 | 9,200円 | 機械・プラント製図 | 4,300円 |
| 塗装 | 9,200円 | 舞台機構調整 | 9,200円 |

また、3級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講している者又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学、各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学している者（以下「在校生」という。）で、基準日において35歳以上の者の受検手数料は、次のとおりとする。

| 検定職種 | 手数料 | 検定職種 | 手数料 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 造園 | 12,100円 | 金属熱処理 | 12,100円 |
| 機械加工 | 12,100円 | 仕上げ | 12,100円 |
| 機械検査 | 10,100円 | 電子機器組立て | 12,100円 |
| 建築大工 | 12,100円 | 配管 | 12,100円 |
| 機械・プラント製図 | 8,900円 | | |

なお、3級を受検する者であって、基準日において35歳未満の在校生（在留資格者を除く。）の受検手数料は、次のとおりとする。

| 検定職種 | 手数料 | 検定職種 | 手数料 |
|-----------|--------|---------|--------|
| 造園 | 3,100円 | 金属熱処理 | 3,100円 |
| 機械加工 | 3,100円 | 仕上げ | 3,100円 |
| 機械検査 | 2,900円 | 電子機器組立て | 3,100円 |
| 建築大工 | 3,100円 | 配管 | 3,100円 |
| 機械・プラント製図 | 2,900円 | | |

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付を要しない。

ウ 受検申請書提出後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料を返還しない。

9 合格者の発表等

- (1) 技能検定合格者発表
令和3年3月19日（金）に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者に書面で通知する。
 - (2) 一部合格者への通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
 - (3) 技能検定合格証書等の交付
特級、1級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、2級又は3級の合格者には知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、1級合格者には1級技能士章、2級合格者には2級技能士章、3級合格者には3級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。
- 10 受検についての問合せ先
秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2301）又は秋田県職業能力開発協会（電話018-862-3510）